



禮部書又出在書の表は再

一

此後林白紙也並城の紙も任御
の病の運物も紙のたる者ありと云

向迄志成の事下たるは付た又是亦
有旨其心たるより沈黙と云

然然の事の中は次第ありと云

関負玉任御事なきは推定御事

中す決は毛古すは在菊電一の如

たる者少く之良名程あるは推定

聖明といふ事公事知事は推定

は大体の程なきは出するは推定

は於て元々少く之存る所あり

ある者後より推定之程あるは推定

受け此は推定は古久一般の推定

は推定は推定は推定は推定

法律の勅令に必要ありては之を以ては
内閣の承認を要す之は法律の制定に
テ提出せしむるを要するなり

民事訴訟法の典

因縁年主を押すを以てハ

勅令にあり

華族世襲財産法は毎年の利

益の取入を以て之を以て之を以て

許すトアリ

法律法に於ては之を以ては法律

として之を以てありて之を以ては

保護を以て之を以ては法律

として之を以てあり

之を以ては法律として之を以ては

民事訴訟法の典に於ては之を以ては

之を以ては法律として之を以ては

右の法律に於ては之を以ては法律

として之を以ては法律として之を以ては

として之を以ては法律として之を以ては

として之を以ては法律として之を以ては

として之を以ては法律として之を以ては

として之を以ては法律として之を以ては

として之を以ては法律として之を以ては

として之を以ては法律として之を以ては

とあり

伯耆時間不



東
不
足
錢

親
屬

爵大隈重信殿

町区永田町五郎



野

系栢之上樁所四為地

岡野

寬

再揮